

全ての働く人々に安全・健康を
～Safe Work , Safe Life～



中災防

製造業における職長の能力向上教育の講師養成
オンライン講座

製造業における職長の 能力向上教育のカリキュラム

中央労働災害防止協会

説明の内容

- I 職長に対する安全衛生教育についての現行制度
- II 「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」の策定の背景・経緯
- III 「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」の概要
- IV 「製造業における職長の能力向上教育」の「実行カリキュラム」の具体例
- V 最後に

I 職長に対する安全衛生教育についての現行制度

＜説明の内容＞

- 1 「職長」とは？
- 2 生産現場における職長の位置付け
- 3 生産現場における職長の基本的な役割
- 4 職長に対する就任時の安全衛生教育

1 「職長」とは？

●労働安全衛生法第60条

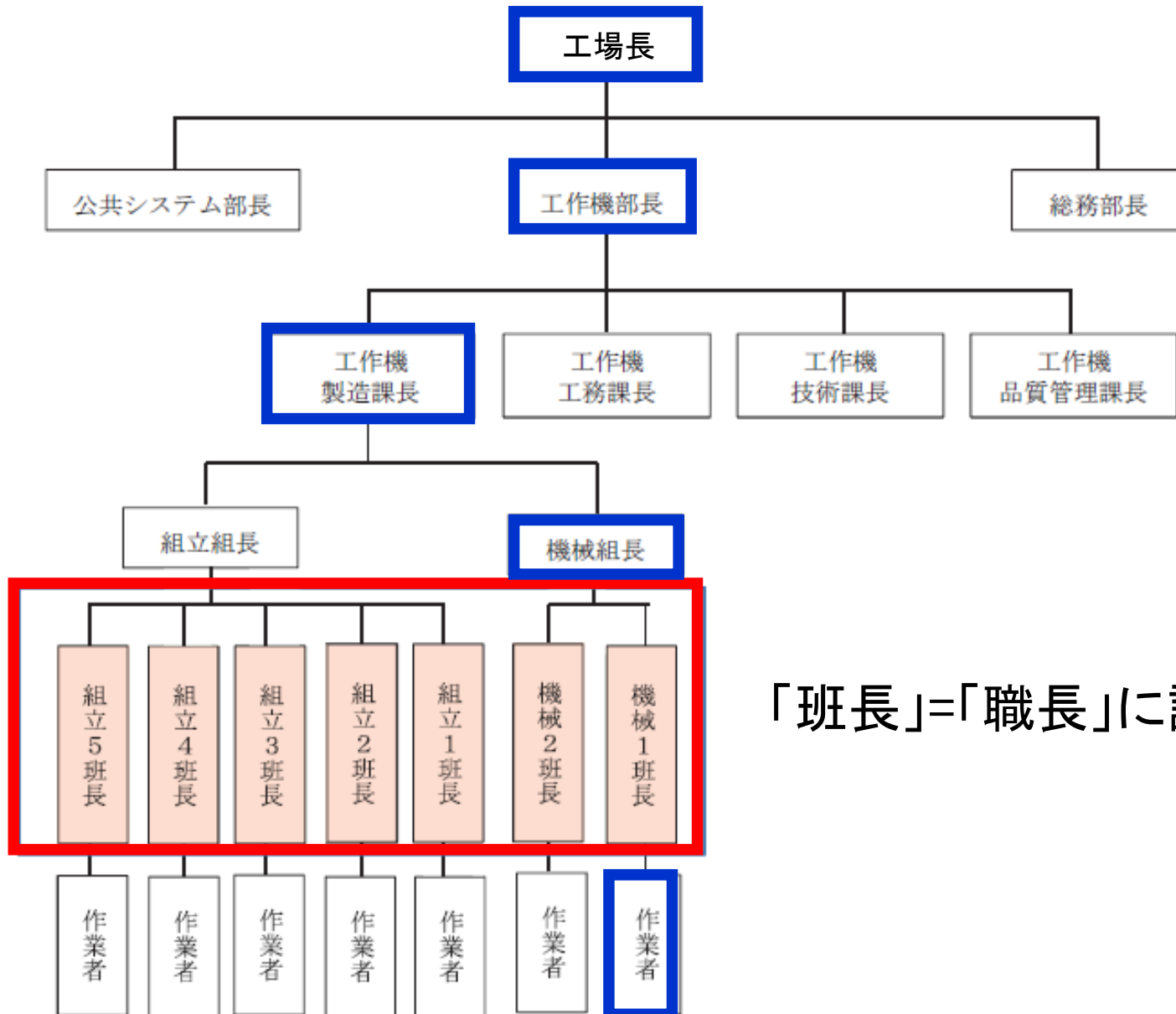
『事業者は、…(中略)…新たに職務につくことになった「職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)」に対し、…(中略)…安全又は衛生のための教育を行わなければならない』

(1) 生産現場における「職長」とは、「常に現場にいて、作業者に対し、作業の進め方について、直接、指導・監督する立場の者」をいい、一般的には、作業者の直近上位のライン監督者が該当します。

(2) 名称は、各企業によって、職長、班長、リーダー、作業長などさまざまです。

(出典)「労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—」(労働調査会)

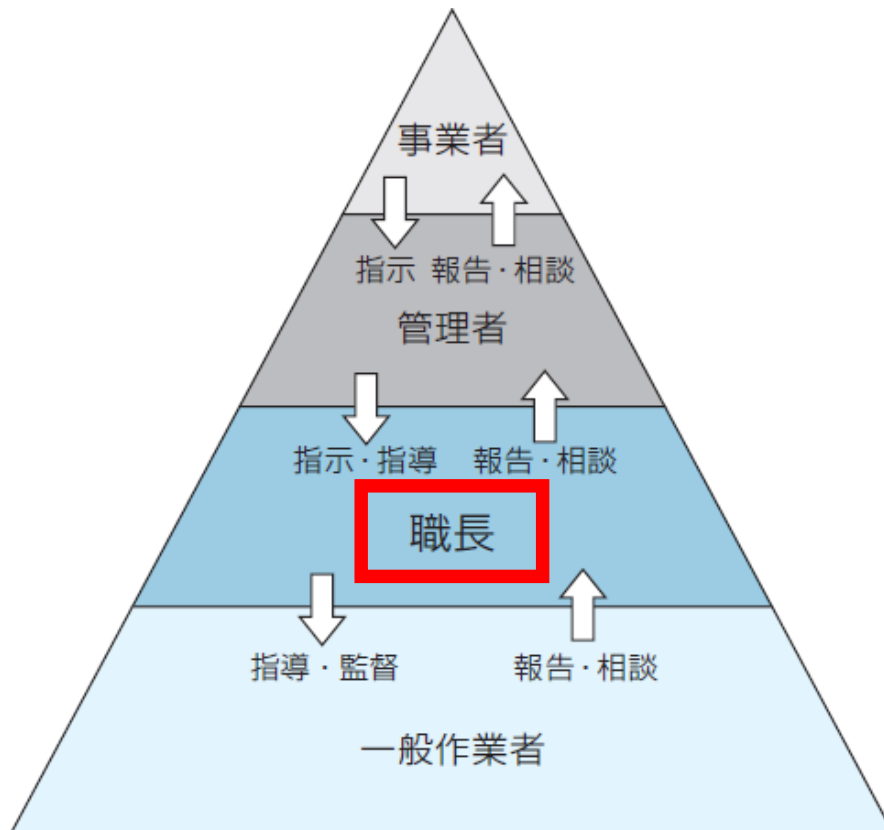
工場の組織(例)



「班長」=「職長」に該当

2 生産現場における職長の位置付け

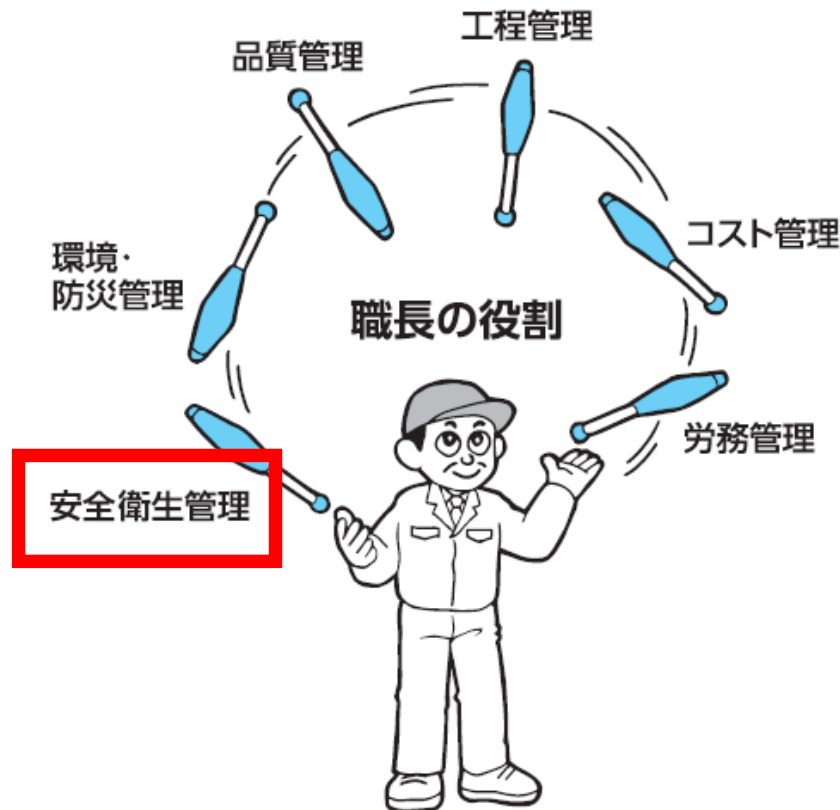
職長は、生産現場における日常の生産業務について、事業者より委譲された権限に基づいて**部下の一般作業者を指導・監督**して、上司(管理者等)からの指示・支援を受けつつ、生産計画を完遂させる**実行責任者(「日常の生産業務の実行責任者」)**として位置付けられているのが一般的である。



3 生産現場における職長の基本的な役割

職長は、生産現場のライン組織において担当する「**日常の生産業務の実行責任者**」としての役割の中で、**生産業務に付随する①安全衛生管理、②環境・防災管理、③品質管理、④工程管理、⑤コスト管理、⑥労務管理等についても、生産業務と一体のものとして管理する役割**を担っているのが一般的である。

生産現場における職長の6つの役割

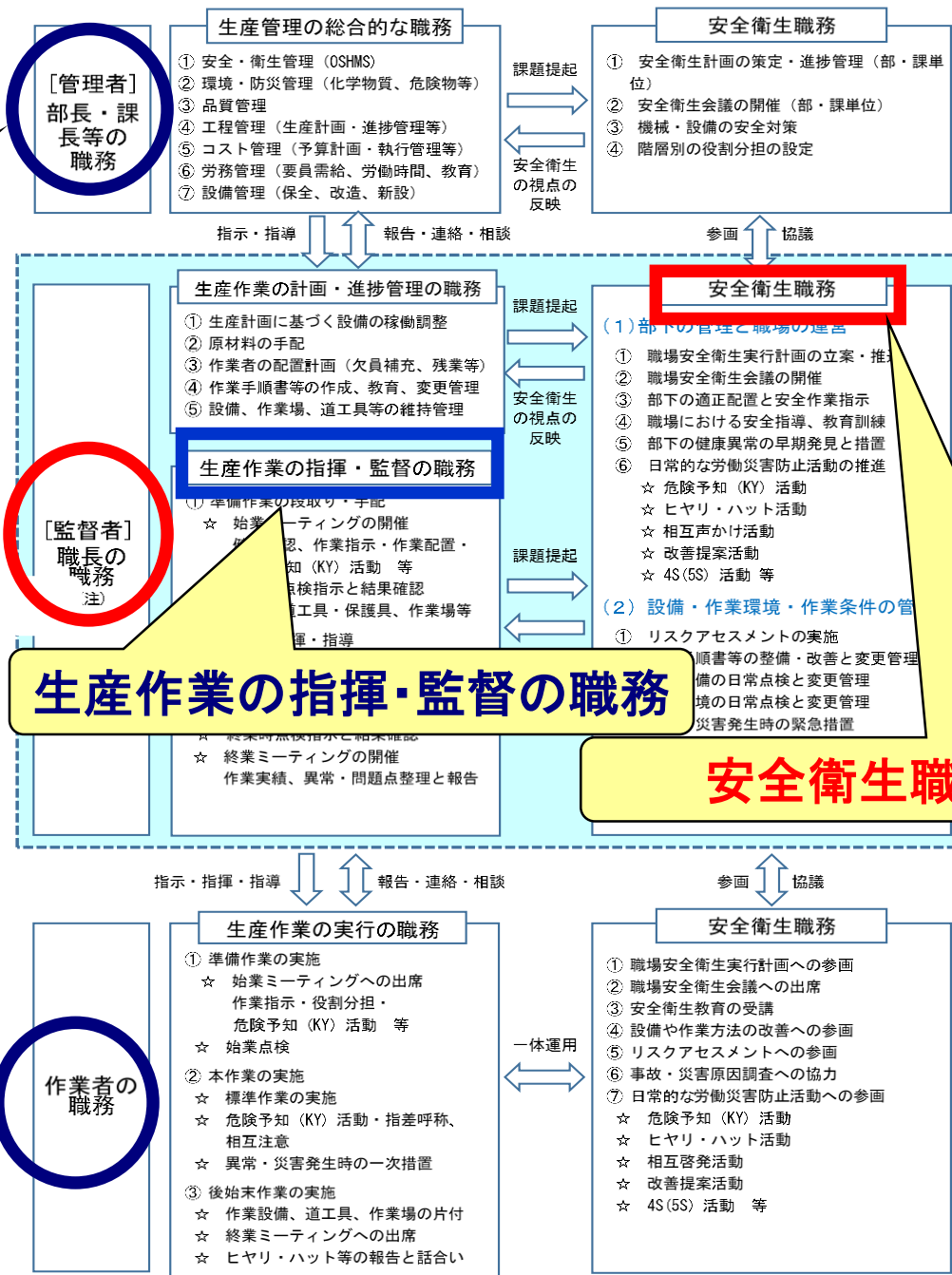


生産現場における階層別役割分担 (具体例)

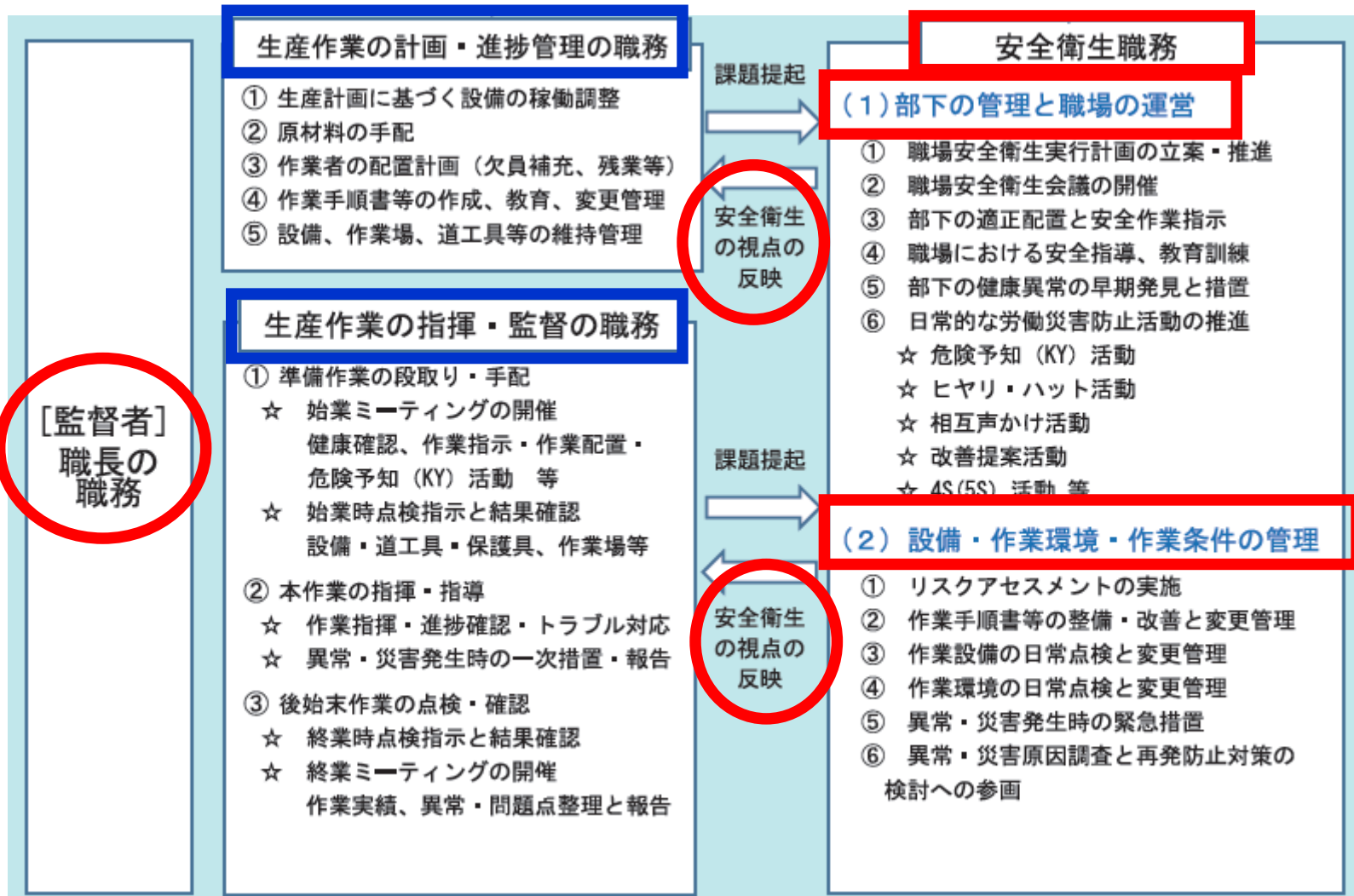
管理者
(部長、課長等)

職長

作業員



生産現場における職長の担当職務(具体例)



(注)「職長」の職務は、労働災害防止の観点からは、**生産管理に安全衛生管理を溶け込ませて一体のものとして実施**することが効果的である。

また、事業所内の階層別の役割分担において、「生産作業の計画・進捗管理の職務」についても、「職長」の職務とされている場合がある。

4 職長に対する就任時の安全衛生教育 (1) 制度趣旨

職長は、安全衛生のキーマンといわれている。職長が安全衛生についての理解があるか否かが、その職場や作業の安全衛生状態を大きく支配する。

(中略)

現に職長その他の現場監督者による作業方法の決定や部下に対する指導監督が不適切であったため、労働災害を招いた例が少なくない。

こうした実情にかんがみ、労働安全衛生法第60条は、新たにその職務に就くことになった職長その他の現場監督者に対し、特に必要とされる一定の事項についての安全又は衛生のための教育を行うべきことを事業者に義務付けたものである。

(出典)「労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—」
(労働調査会)

4 職長に対する就任時の安全衛生教育 (2)対象業種

① 建設業

② 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 食料品、たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)

イ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)

ウ 衣服その他の繊維製品製造業

エ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)

オ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

③ 電気業

④ ガス業

⑤ 自動車整備業

⑥ 機械修理業

4 職長に対する就任時の安全衛生教育

(3)教育事項及び教育時間

教育事項の内容	教育時間
(1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること ① 作業手順の定め方 ② 労働者の適正な配置の方法	2時間
(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること ① 指導及び教育の方法 ② 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ① 危険性又は有害性等の調査の方法 ② 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
(4) 異常時等における措置に関すること ① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	1.5時間
(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること ① 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ② 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

合計：12時間以上

Ⅱ 「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」の策定の背景・経緯

<説明の内容>

- 1 職長の能力向上教育に準じた教育
- 2 「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」における検討
- 3 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムの策定

1 職長の能力向上教育に準じた教育①

(1) 能力向上教育

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者については、**能力向上教育は、事業者の努力義務**(安衛法第19条の2)とされている(→ **職長は対象外**)。

(2) 能力向上教育に準じた教育

- ① **厚生労働省の「安全衛生教育等推進要綱」**(平成3年1月21日基発第39号)においては、**労働災害防止のために必要な教育等**については、**法定外のものであってもカリキュラム等を定めて、企業の自主的な安全衛生活動の促進を図っている。**
- ② **職長に対する安全衛生教育**については、上記要綱において、事業者は、**就任時の職長教育**(法律上の義務)に加えて、定期(おおむね5年ごと)及び機械設備等に大幅な変更があった時に**能力向上教育に準じた教育**を実施すべきものとされている。

1 職長の能力向上教育に準じた教育②

(3) 職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラム

建設業を除いて、これまで策定されていないことから、国の第13次労働災害防止計画（計画期間2018～2022年度）において、「建設業で示されている職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定を検討する」とこととされている。

建設業における職長の能力向上教育に準じた教育カリキュラム (平成29年2月20日基発0220第3号)

科目	範囲	時間
職長等として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等の役割	90分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

2 「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育の カリキュラムに関する検討委員会」における検討

中災防では、2018年度から、厚生労働省の補助を受けて、「**製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会**」を設けて、製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラム及び講師の要件等について検討を進めてきたところであり、**2020年3月に報告書を取りまとめた。**

「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属
尾崎 浩司	味の素株式会社 環境・安全・基盤マネジメント部 基盤マネジメントグループ マネージャー
上塩入 伸之	花王株式会社 経営サポート部門 RC推進部 マネージャー(安全・防災担当)
小林 繁男	小林労働安全衛生コンサルタント事務所 所長
新宅 友穂 (委員長)	一般社団法人日本生産技能労務協会 専務理事
田中 赴夫	トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 安全衛生室 マネージャー
中所 照仁 (注1)	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 主任中央産業安全専門官
仁上 洋一郎 (注2)	日吉電装株式会社 代表取締役社長

西坂 明比古 (注2)	西坂労働安全コンサルタント事務所 代表
羽深 勝也	株式会社東芝 人事総務部 総務企画室 安全保健担当 参事
早川 光夫	公益社団法人東京労働基準協会連合会 青梅労働基準 協会支部 事務局長
藤井 春雄 (注2)	株式会社経営技術研究所 代表取締役
堀口 誠	株式会社IHI 技術開発本部 管理部 安全衛生・環境グループ担当課長
松下 高志 (注3)	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 主任中央産業安全専門官
山岸 新一	JFEスチール株式会社 安全健康部 主任部員(副部]長)

(注1)2019年4月から (注2)2019年9月から (注3)2019年3月まで

製造業における「職長」に対する安全衛生教育についてのアンケート調査

【アンケート調査の概要】

製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムの検討を行うに当たっての基礎資料を収集するために、民間調査機関の企業データベースから無作為抽出した製造業2,000社に調査票を送付して、**中核工場**の従業員の**安全衛生担当者等が回答**する方法で、アンケート調査を行った(調査期間:2019年8月19日~9月13日、**有効回答率33.0%**)。

(注)製造業の業種区分「義務業種」の表記

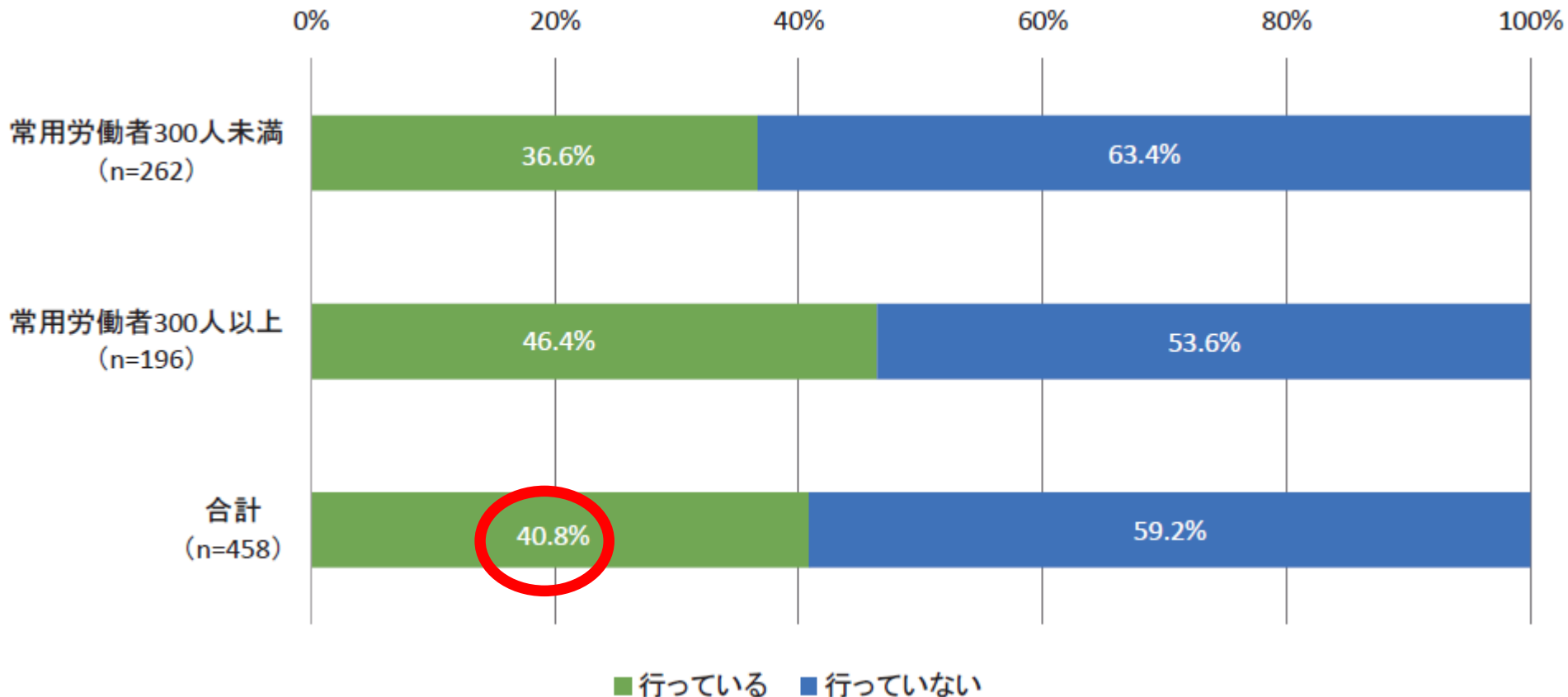
本アンケート調査の調査結果の説明においては、職長の就任時の安全衛生教育の実施義務の対象業種を「義務業種」と表記している。

製造業	
義務業種	非義務業種
「非義務業種」を除く製造業	①食料品・たばこ製造業(うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。) ②繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。) ③衣服その他の繊維製品製造業 ④紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。) ⑤製本業及び印刷物加工業

【アンケート調査結果①(義務業種)】

「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育の実施の有無

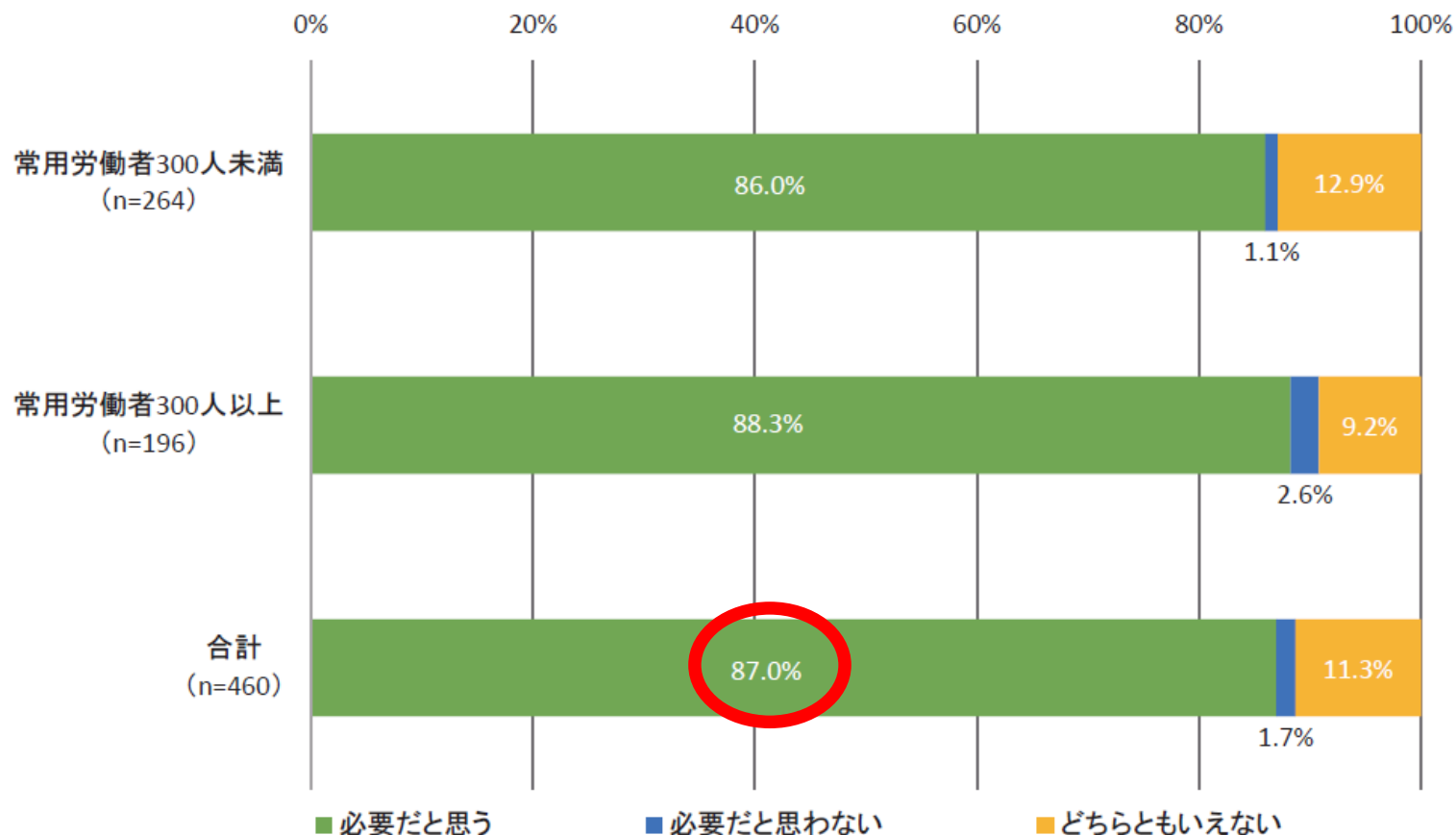
職長に対する能力向上教育を「行っている」事業所は40.8%にとどまっており、具体的な教育内容や教育方法等を盛り込んだ教育カリキュラムが定められていないことが、職長の能力向上教育が十分に普及していないことの要因として挙げられた。



【アンケート調査結果②(義務業種)】

「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育の必要性

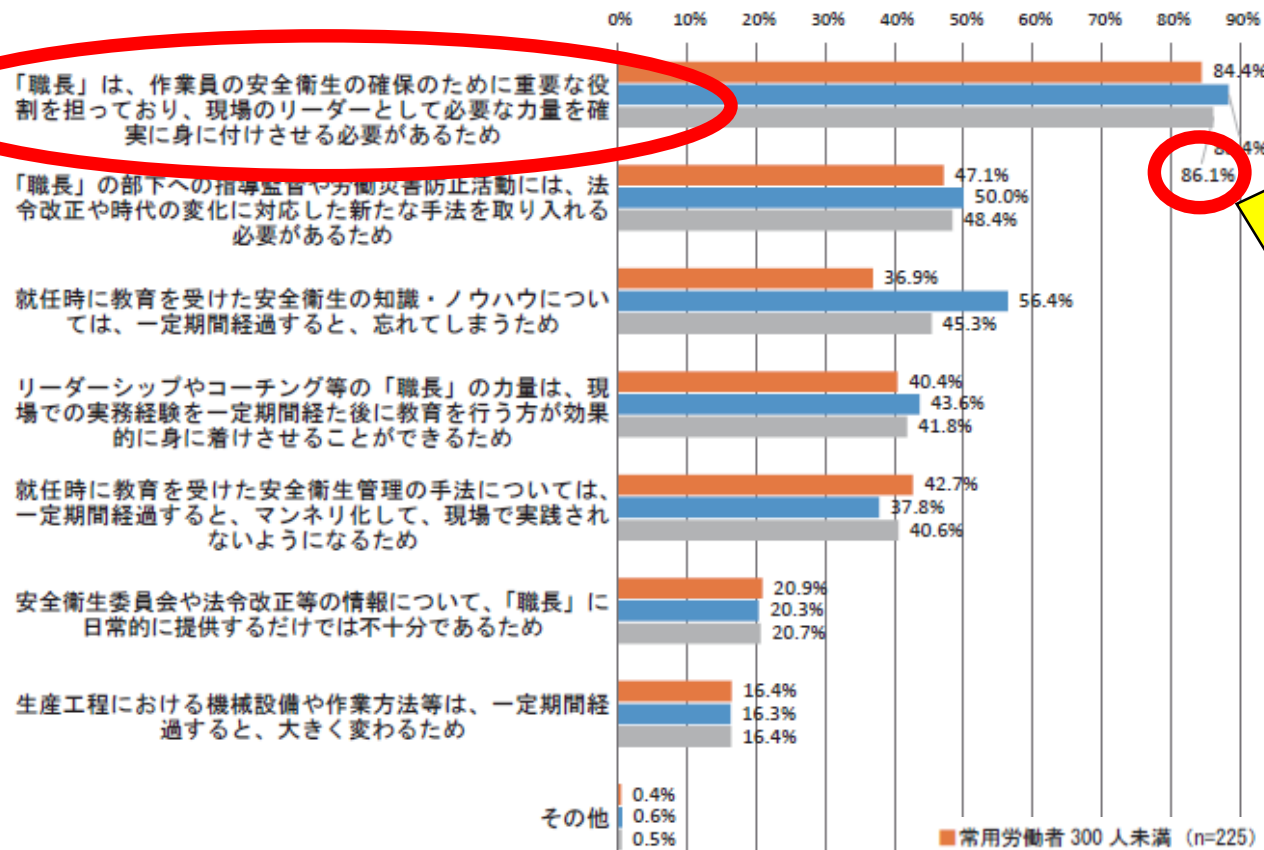
職長に対して、能力向上のための安全衛生教育を行うことが「必要だと思う」事業所は87.0%と、ほとんどの事業所において職長に対する能力向上教育は必要とされているものと認められた。



【アンケート調査結果③(義務業種)】

「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育が「必要だと思う」理由(複数回答)

「職長は、作業員の安全衛生の確保のために重要な役割を担っており、現場のリーダーとして必要な力量を確実に身に付けさせる必要があるため」(86.1%)とする事業所が非常に多く、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンとしての役割を担わせるため、職長の能力向上教育の実施についての高いニーズが認められた。



「職長は、作業員の安全衛生の確保のために重要な役割を担っており、現場のリーダーとして必要な力量を確実に身に付けさせる必要があるため」(86.1%)

3 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムの策定

(1) 教育カリキュラムの策定

アンケート調査結果等を踏まえて、**職長の能力向上教育の普及促進**を図っていくために、生産現場において職長に期待される役割をより一層レベルアップさせて果たすことができるようにするために必要となる**具体的な教育内容や教育方法等を盛り込んだ教育カリキュラム**を策定して、事業者に対して実施を促していくこととしたものである。

(2) 厚生労働省における通知の発出

厚生労働省において、製造業における職長に対する能力向上教育の詳細について、都道府県労働局、製造業関係団体、安全衛生関係団体等に対して、**令和2年3月31日付けで通知**(令和2年3月31日基発0331第7号等)**が発出された。**

		基安発 0331 第 1 号 令和 2 年 3 月 31 日
	基発 0331 第 7 号 令和 2 年 3 月 31 日	
都道府県労働局長 殿		都道府県労働局労働基準部長 殿
	厚生労働省労働基準局長 (公印省略)	厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課長 (契印省略)
製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について		製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育の周知等について
作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。以下「職長等」という。)に対する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条の2第1項に規定する教育等(以下「能力向上教育」という。)に準じた教育については、「安全衛生教育の推進について」(平成3年1月21日付け基発第39号労働省労働基準局長通知)別紙「安全衛生教育推進要綱」(以下「推進要綱」という。)の3の(4)及び別表の2(3)において、事業者が実施すべきものとして示しているところである。		製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育については、令和2年3月31日付け基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」(以下「教育通達」という。)により示されたところであるが、その実施については、下記によることとするので、遺漏なきを期されたい。

Ⅲ 「製造業における職長の能力向上教育の カリキュラム」の概要

<説明の内容>

- 1 「製造業における職長の能力向上教育の
カリキュラム」のポイント
- 2 「実行カリキュラム」の策定
- 3 講師の要件
- 4 受講者数の要件及び修了証等

「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科 目	範 囲	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (A7) 関係法令の改正の動向	120分以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施 すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

1 「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」のポイント①

(1)「講義」と「グループ演習」を組み合わせた合計360分以上の教育

新たに職長の職務に就くこととなった後に、概ね5年ごと等の時期に、基本項目(必須)の内容に、必要に応じて、専門項目(選択)の必要な内容を加えた合計360分以上の教育を、**実行カリキュラムを策定**した上で、「講義」と「グループ演習」を組み合わせて実施する。

(2)基本項目(必須)

生産現場における**安全衛生管理のキーパーソン**として期待される①「先取りの安全衛生管理」、②「情報管理(上司と部下とのパイプ役)」、③「部下の育成」の**3つの役割**について、職長が、**より一層レベルアップさせて的確に果たすことができるようにするために不可欠な安全衛生教育を、基本項目(必須)として行う。**

→ **特徴①(職長のレベルアップに向けた教育)**

1 「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」 のポイント②

(3) 専門項目(選択)

生産現場において、**職長が中心となって推進する労働災害防止活動**(①安全衛生実行計画、②職場巡視、③危険予知(KY)活動、④ヒヤリ・ハット活動、⑤4S(5S)活動等)についての**多種多様な専門の安全衛生教育**を、必要に応じて、専門項目(選択)として行う。

→ **特徴②(柔軟性のあるカリキュラムで多様な教育が実施可能)**

科目(1)職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること

A 基本項目(必須)(120分以上)

職長に期待される役割(①「先取りの安全衛生管理」、②「情報管理(上司と部下とのパイプ役)」、③「部下の育成」)について、より一層レベルアップさせて果たすことができるようにするために不可欠な安全衛生教育を内容とするもの。

(A1) 職長の役割と職務

(A2) 製造業における労働災害の動向

(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動

(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

(A5) 異常時等における措置

(A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)

(A7) 関係法令に係る改正の動向

(注1) 本講座においては、「科目(1)職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」は、便宜上、特段のことわりのない限り、「講義」という用語で説明している。

(注2) 本講座においては、便宜上、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の用語は、特段のことわりのない限り、「リスクアセスメント」という用語で説明している。

科目(1)職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること

「B 専門項目」(選択)(必要な時間)

生産現場において、**職長が中心となって推進する労働災害防止活動**((ア)安全衛生実行計画の作成・実施、(イ)職場巡視、(ウ)危険予知(KY)活動、(エ)ヒヤリ・ハット活動、(オ)4S(5S)活動等)に関する**事業者の安全衛生教育ニーズには多様なものがある**ことから、このようなニーズに対応するために、**必要に応じて、必要な専門の安全衛生教育を選択して実施**するもの。

(B1)事業場における安全衛生活動

- 1 安全衛生実行計画の作成・実施
- 2 職場巡視
- 3 危険予知訓練(KYT)
- 4 ヒヤリ・ハット活動
- 5 4S(5S)活動
- 6 化学物質の管理とリスクアセスメント
- 7 メンタルヘルスケア
- 8 その他の「事業場における安全衛生活動」

(B2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み

(B3)部下に対する指導力の向上 (コーチング、確認会話など)

- 1 コーチング
- 2 確認会話
- 3 部下の改善力の向上
- 4 その他の「部下に対する指導力の向上」

(注)「B専門項目」のB1～B3の具体的な教育内容については、**例示**である。

科目（２）グループ演習

グループ演習は、「職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」の科目において教育を行った内容について、グループ討議や事例演習等を行うことにより、受講者の理解を深めて、より一層の定着を図るために行うものである。

科目(2) グループ演習のテーマ

グループ演習は、「職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」の科目において教育を行った内容に関連するものを、下記の項目の中から、1つ以上選択して実施するものとする。

グループ演習のテーマ

(C1) 職長の職務を行うに当たっての課題

(C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など)

- 1 危険予知訓練(KYT)
- 2 その他の「事業場における安全衛生活動」

(C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

(C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)

- 1 リーダーシップ
- 2 確認会話
- 3 部下のストレスサインが見られた場合の対応
- 4 その他の「部下に対する指導力の向上」

(注)「C2」及び「C4」の具体的な演習テーマは例示である。

2 「実行カリキュラム」の策定

「職長の能力向上教育の実施に際しては、教育目標を定めた上で、「実行カリキュラムの要件」を満たすカリキュラム（「実行カリキュラム」）を・・・策定すること」とされている（令和2年3月31日基第0331第7号、厚生労働省労働基準局長通知）。

（注）「実行カリキュラム」とは

製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等は、その業種、事業規模によって多様であるため、一つのカリキュラムとするのではなく、教育目標に応じて様々なカリキュラムを組めるものとしたこと（令和2年3月31日基安安発0331第1号、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知）。

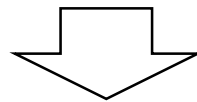
「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (A7) 法令改正の動向	120分 以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な 時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施 すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分 以上
合 計		360分 以上

「実行カリキュラム」の仕組みの特徴

職長の能力向上教育の実行カリキュラムの要件の定めは、以下のとおり、**選択の幅**があり、**柔軟性**のあるカリキュラムとなっており、**事業者のニーズに対応した多様な教育**が実施可能なものとなっている。

- 1 能力向上教育を行うことを通じて、職長をどのように育てるのかという「教育目標」として何を設定するのか。
- 2 各教育項目の時間配分をどのようにするか。
- 3 「B 専門項目(選択)」として何を選択するのか。
- 4 「グループ演習」として何を選択するのか。



教育の実施に当たっては、具体的な教育目標・教育内容を盛り込んだ「実行カリキュラム」を策定することが必要。

実行カリキュラムの具体例(①)

科目	内容	時間
(1) 職長として行う労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	
	(A1) 職長の役割と職務	15分
	(A2) 製造業における労働災害の動向	10分
	(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動	25分
	(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	25分
	(A5) 異常等における措置	10分
	(A6) 部下時対する指導力の向上(リーダーシップなど)	25分
	(A7) 関係法令に係る改正の動向	10分
	(小計120分)	
	B 専門項目(選択)	
	(B1-8) リスクアセスメントの基礎	30分
		(小計 30分)
	○小計(A+B)	150分
(2) グループ演習	(C1) 職長の職務を行うに当たっての課題	90分
	(C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	120分
	○小計	210分
合計		360分

実行カリキュラムの具体例(②)

タイムスケジュール(具体例)

時間帯	時間数	内容
9:00 ~ 9:10	10	開講挨拶・オリエンテーション
9:10 ~ 9:25	15	(A1) 職長の役割と職務
9:25 ~ 9:35	10	(A2) 製造業における労働災害の動向
9:35 ~ 10:05	30	(B1-8) リスクアセスメントの基礎
10:05 ~ 10:30	25	(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
10:30 ~ 10:40		休憩
10:40 ~ 11:05	25	(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動
11:05 ~ 11:15	10	(A5) 異常時等における措置
11:15 ~ 11:40	25	(A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)
11:40 ~ 11:50	10	(A7) 関係法令に係る改正の動向
11:50 ~ 12:50	60	昼食・休憩
12:50 ~ 14:20	90	(C1) 職長の職務を行うに当たっての課題
14:20 ~ 14:30	10	休憩
14:30 ~ 16:30	120	(C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
16:30 ~ 16:40	10	修了式

3 講師の要件

1 安全衛生団体等が実施する場合

以下の(1)～(3)に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、「B 専門項目」については、(4)に掲げる者を講師として充てること。

- (1)「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者
- (2)平成18年度以前の「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者であって、所定の科目を受講した者
- (3)上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (4)労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士及び衛生管理士等、「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

2 事業者が実施する場合

安全衛生団体等が実施する場合と同様の取扱いとすることが望ましいこと。

(参考) 職長等教育講師養成講座のカリキュラム (平成13年3月26日基発第177号)

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
1 トレーナー及び職長等の役割と職長等教育の進め方	(1) トレーナーの役割	30	
	(2) 職長の役割	30	
	(3) 職長等教育の進め方	60	
2 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	(1) 作業手順の定め方	30	80
	(2) 労働者の適正な配置の方法	50	
3 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	(1) 指導及び教育の方法	40	60
	(2) 作業中における監督及び指示の方法	40	60
4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	(1) 危険性又は有害性等の調査の方法	}	180*
	(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置		
	(3) 設備、作業等の具体的な改善の方法		
5 異常時等における措置に関すること	(1) 異常時における措置	}	60
	(2) 災害発生時における措置		
6 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	(1) 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	80	
	(2) 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	80	
7 教育技法に関すること	(1) 指導案の作り方	60	360
	(2) 教材及び指導案の作成		
8 役割演技	(1) 個人発表等		13/回
	(2) 全体討議		20
9 災害事例研究		40	120

(注) * 必要に応じて演習が含まれる講義であることを示す。

(参考) RST講座

- 1 中災防の安全衛生教育センター(東京、大阪)において実施する職長教育トレーナー養成講座
- 2 令和2年度:約110コース開設、定員:約2,200人
- 3 これまでの累計で10万人を超える受講修了者

(注)RST講座:労働省(現在の厚生労働省)方式現場監督者安全衛生教育トレーナー養成講座の略称

R:労働省方式(**R**OUDOUSHOU)

S:安全衛生教育の略称(**S**afety And Health Education)

T:トレーナーの略称(**T**rainer)

(参考) RST講座の研修風景

<講義>



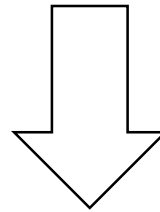
<グループ演習>



「B 専門項目」の講師要件の具体的な運用

1 安全衛生団体等が実施する場合

(4) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士及び衛生管理士等、「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者



<具体的な運用>

「B 専門項目」の講師要件については、「当該項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者」には、**当該専門分野に関する資格を有する者のほか、当該専門分野についての研修(1日以上の教育期間を有するものに限る。)**を修了した者が該当する(令和2年3月31日基安安発0331第1号、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知)

受講修了者が「B 専門項目」の講師要件を満たす研修(具体例)

(中災防において2019年度に実施したもの)

1 「B1 事業場における安全衛生活動」関係

① 安全衛生実計画

- ・安全衛生計画の立て方、活かし方研修会(関東サービスセンター)
- ・安全衛生総合講座(安全衛生管理計画作成セミナー)(九州サービスセンター)

② 職場巡視

- ・現場指導力向上コース(安全衛生教育センター)
- ・安全衛生教育指導者レベルアップ現場実践コース(安全衛生教育センター)
- ・職場巡視・点検セミナー、安全衛生パトロールセミナー(各地区サービスセンター)

③ 危険予知訓練(KYT)

- ・危険予知訓練トレーナー研修会(本部、各地区サービスセンター)

④ ヒューマンエラー

- ・安全心理コース(安全衛生教育センター)
- ・ヒューマンエラー防止・ヒヤリハット防止研修会(東北、関東、近畿、中四国の各地区サービスセンター)
- ・安全衛生総合講座(ヒューマンエラー防止セミナー)(九州サービスセンター)

⑤ 4S(5S)活動

- ・5Sの定着化による安全衛生の向上とコストダウンセミナー(関東サービスセンター)

⑥ リスクアセスメント

- ・職場リーダー向けリスクアセスメント研修(各地区サービスセンター)
- ・安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修(各地区サービスセンター)
- ・リスクアセスメントレベルアップ研修(本部)

⑦ 機械安全

- ・機械安全の基礎研修(本部)
- ・機械災害に学ぶ法令研修(本部)

- ・設計技術者・生産技術管理者のためのリスク低減研修(本部)
- ・設計技術者・生産技術管理者のための機械設備のリスクアセスメント実務研修(本部)

⑧ その他の安全関係

- ・非常時作業の災害防止講習会(関東サービスセンター)
- ・はさまれ・巻き込まれ防止対策セミナー(関東サービスセンター)
- ・危険の見付け方のコツセミナー(中四国サービスセンター)
- ・災害事例に学ぶ原因分析・対策セミナー(関東、中部の各地区サービスセンター)

⑨ メンタルヘルス

- ・メンタルヘルス教育研修トレーナーコース(安全衛生教育センター)
- ・管理監督者・職場リーダーのためのラインケアセミナー(本部)
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修(各地区サービスセンター)

⑩ 法令関係

- ・安全衛生関係法令コース(安全衛生教育センター)
- ・安全衛生法令セミナー(北海道、関東、中部、近畿の各地区サービスセンター)
- ・安全衛生総合講座(安全衛生法令セミナー)(九州サービスセンター)

2 「B2 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み」関係

- ① マネジメントシステムリーダー研修(各地区サービスセンター)
- ② 基礎から実践まで分かるISO45001研修(本部)
- ③ ISO45001導入のための基礎研修(本部)

3 「B3 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)」関係

- ① 現場指導力向上コース(安全衛生教育センター)
- ② 安全衛生教育技術コース(安全衛生教育センター)
- ③ 安全衛生教育指導者レベルアップ現場実践コース(安全衛生教育センター)
- ④ 管理監督者・職場リーダーのためのコミュニケーション力向上セミナー(本部)
- ⑤ 職場リーダーのための伝達力向上ワークショップ(本部)

4 受講者数の要件及び修了証等

(1) 受講者数の要件(安全衛生団体等が実施する場合)

- ① 一回当たりの受講者は**50人以下**
- ② 「グループ演習」: 受講者をそれぞれ**10人以下**のグループに分けて実施

(2) 修了証等

- ① 安全衛生団体等が実施した場合
 - ア 教育の修了者に対してその**修了を証する書面を交付**する。
 - イ **教育修了者名簿**を作成して、これを**実行カリキュラム**と合わせて**3年間以上保管**
- ② 事業者が実施した場合
上記①と同様に記録を作成し、保管することが望ましい。

IV 「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の具体例

<説明の内容>

- 1 基本項目（必須）の時間配分の具体例
- 2 実行カリキュラムの時間配分の主なパターン例
- 3 実行カリキュラムの主な具体例

「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科 目	節 用	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須) (A1) 職長の役割と職務 (A2) 製造業における労働災害の動向 (A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A5) 異常時等における措置 (A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (A7) 法令改正の動向	120分以上
	B 専門項目(選択) (B1) 事業場における安全衛生活動 (B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち、1以上について実施すること。 (C1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

1 基本項目(必須)の時間配分の具体例

項目名	時間配分
(A1)職長の役割と職務	15分
(A2)製造業における労働災害の動向	10分
(A3)「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動	25分
(A4)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	25分
(A5)異常時等における措置	10分
(A6)部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)	25分
(A7)関係法令に係る改正の動向	10分
合計	120分

「製造業における職長の能力向上教育」の 「実行カリキュラム」の要件

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	<p>A 基本項目(必須)</p> <p>(A1) 職長の役割と職務</p> <p>(A2) 製造業における労働災害の動向</p> <p>(A3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動</p> <p>(A4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</p> <p>(A5) 異常時等における措置</p> <p>(A6) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)</p> <p>(A7) 法令改正の動向</p>	120分以上
	<p>B 専門項目(選択)</p> <p>(B1) 事業場における安全衛生活動</p> <p>(B2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み</p> <p>(B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)</p>	必要な時間
(2) グループ演習	<p>C 以下の項目のうち、1以上について実施すること。</p> <p>(C1) 職長の職務を行うに当たっての課題</p> <p>(C2) 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など)</p> <p>(C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</p> <p>(C4) 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)</p>	120分以上
	合 計	360分以上

2 実行カリキュラムの時間配分の主なパターン例

(1) 講義重点型

(2) グループ演習重点型

(3) 講義・グループ演習の均等配分型

2 実行カリキュラムの時間配分の主なパターン例

(1) 講義重点型

項目名	時間配分
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導 又は監督の方法に関すること	240分
A 基本項目(必須)	(120分)
B 専門項目(選択)	(120分)
(2) グループ演習	120分
合計	360分

要件: 120分以上

要件: 必要な時間

2 実行カリキュラムの時間配分の主なパターン例

(2)グループ演習重点型

項目名	時間配分
(1)職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること A 基本項目(必須) B 専門項目(選択)	120分 (120分) (0分)
(2)グループ演習	240分
合 計	360分

要件:必要な時間

要件:120分以上

2 実行カリキュラムの時間配分の主なパターン例

(3) 講義・グループ演習の均等配分型

項目名	時間配分
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること A 基本項目(必須) B 専門項目(選択)	180分 (120分) (60分)
(2) グループ演習	180分
合計	360分

要件: 120分以上

要件: 必要な時間

要件: 120分以上

3 実行カリキュラムの主な具体例

(1) 労働災害防止活動コース

(2) 危険予知訓練(KYT)コース

(3) リスクアセスメント(基礎)コース

(4) リスクアセスメント(労働安全衛生マネジメントシステム)コース

(5) 部下に対する指導力向上コース

3 実行カリキュラムの具体例

(1) 労働災害防止活動コース

【教育目標】生産現場における労働災害防止活動を中核となって推進することのできる職長を育てる。

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	120分
	B 専門項目(選択) (B1—1)安全衛生実行計画の作成・実施 (B1—2)職場巡視 (B1—3)危険予知訓練(KYT) (B1—4)ヒヤリ・ハット活動 (B1—5)4S(5S)活動	30分 20分 30分 20分 20分 (小計120分)
	<小計(A+B)>	240分
(2) グループ演習	C グループ演習 (C1) 職長の職務を行うに当たったの課題 (C2—2—1)安全衛生実行計画の作成・実施	90分 90分
	<小計>	180分
合計		420分

3 実行カリキュラムの具体例

(2) 危険予知訓練(KYT)コース

【教育目標】生産現場における危険の芽を摘む危険予知(KY)活動を中心となって推進することのできる職長を育てる。

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	120分
	B 専門項目(選択) (B1-3)危険予知訓練(KYT)(基礎4ラウンド法、ワンポイントKY等)	90分
	<小計(A+B)>	210分
(2) グループ演習	C グループ演習 (C2-1)危険予知訓練(KYT)(基礎4ラウンド法、ワンポイントKY等)	180分
合計		390分

3 実行カリキュラムの具体例 (3) リスクアセスメント(基礎)コース

【教育目標】リスクアセスメントに参画して、職場に潜む「危険源」を漏れなく洗い出すとともに、作業ルールの設定とその確実な遵守を促すことにより、残留リスクによる労働災害を防止できる職長を育てる。

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	120分
	B 専門項目(選択) (B1-8) リスクアセスメントの基礎 (B1-6) 化学物質の管理とリスクアセスメント	90分 30分 (小計120分)
	<小計(A+B)>	240分
(2) グループ演習	C グループ演習 (C3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	120分
合計		360分

3 実行カリキュラムの具体例

(4) リスクアセスメント

(労働安全衛生マネジメントシステム)コース

【教育目標】労働安全衛生マネジメントシステムを導入・実施するに当たって、生産現場においてマネジメントシステムを円滑に推進することができる職長を育てる。

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	120分
	B 専門項目(選択) (B2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B1-8)リスクアセスメントの基礎	60分 90分 (小計150分)
	<小計(A+B)>	270分
(2) グループ演習	C グループ演習 (C3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	120分
合計		390分

3 実行カリキュラムの具体例

(5) 部下に対する指導力向上コース

【教育目標】部下に対する指導力のレベルアップを図ることにより、部下の安全を確保するための的確な指導を行うことができる職長を育てる。

科目	範囲	時間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目(必須)	120分
	B 専門項目(選択) (B3) 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	60分
	<小計(A+B)>	180分
(2) グループ演習	C グループ演習 (C4-1) リーダーシップ	90分
	(C4-2) 確認会話	90分
	<小計>	180分
合計		360分

V 最後に

- 1 職長は、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンであり、職長の安全衛生についての理解の有無が、その職場や作業の安全衛生状態を大きく左右することになります。
- 2 今後、職長の能力向上教育が、今般策定されたカリキュラムに基づき幅広く行われ、職長のレベルアップが図られることにより、製造業の現場力の向上や労働災害防止に資するものとなるように期待しております。

ご視聴ありがとうございました。

引き続き、「A 1 職長の役割と職務」の講座をご視聴ください。